

(令和7年11月20日掲載)

犯罪被害者等の「声」を聴く

ひとりで悩まないで



認定 NPO 法人 こうち被害者支援センター

齋藤 慶子 (さいとう・けいこ)

認定 NPO 法人「こうち被害者支援センター」
支援活動責任者、犯罪被害相談員

毎年 11 月 25 日から 12 月 1 日までは、「犯罪被害者週間」です。過失を含む事件や事故は県内でも毎日発生しています。犯罪による被害は、被害者本人やご家族（以下、「被害者等」）の生命、身体、精神、財産、生活を一瞬のうちに一変させます。

かつて、先進諸国より 30 年立ち遅れていると言われた日本の犯罪被害者等支援は昭和後期から、経済的補償や精神的援助、刑事司法制度、民間団体による支援が少しずつ整えられてきました。最近では、各地で犯罪被害者等支援条例の制定も続き、行政の果たす役割や日常生活のサポートの必要性の認識も広がりつつあります。

先日の高市早苗首相の所信表明演説でも、「インターネットを悪用した新たな犯罪行為」等への対応として、規制の強化、法制度の時代に即した見直しなどに触れられました。こうした動きの一つ一つには、きっかけとなる被害者等の「声」があります。法や制度の不備や限界に阻まれた被害者等が声を上げ、その声が社会に届き「一人だけに起きた珍しい問題」から「社会全体の問題」へと認識が変わり、初めて一歩前進するのです。

たとえ声をあげても、その方たちが背負う過去には、新しい一歩は適用されません。それでも、「もう二度と同じ被害や被害後のひどい扱いが起きてほしくない」「同じ思いをする人がないように」そういう思いが、被害者等の「声」に込められています。

昨年、認定 NPO 法人「こうち被害者支援センター」では、教職員らが児童生徒に対して行う性暴力（以下、「児童生徒性暴力」）をテーマとしたシンポジウムを開催しました。児童生徒性暴力は、教職員らと子どもという幾重もの上下関係や信頼関係につけ込む卑劣な犯罪です。加害者の行為によるダメージが回復困難なほど大きいうえに、学校などの環境下でさまざまな嘘や噂が流されるなど、いわゆる二次被害が深刻で、被害者等が受ける苦痛は甚大です。

学校や社会への信用、人間関係、居場所、本来過ごしたであろう大切な日常、思い描いた将来など、たくさんものを失います。シンポジウムに際し、こうち被害者支援センターで支援をした計 9 人の被害者ご本人とその保護者が、被害者等の「声」として、思いを書いてくださいました。思いを文字にすることは、被害を体験するようなご負担があったことと思いますが、「社会に知ってほしい」「二度と教員から児童生徒への性暴力が起きてはならない」との決意による 9 通でした。

同じ被害にあった子どもたちに向けたメッセージもありました。「自分をせめないで。自分は悪いことをしていないのだから」「周りに相談する勇気を出してほしい。支援してくれる方が必ずいます」「ありのままの自分を受け入れてくれる人が必ずいる。どんな過去があっても、自分の価値は変わらない」。一方で、「かけられる言葉の痛みをたくさん感じてきたので、安易に安心させられる言葉が書けなくて申し訳ない」という「声」もありました。

被害者等が「声」を上げることは、決して容易ではなく、声がなければ動かない社会は未熟なのかもしれません。でも、その「声」にしか持てない大きな力があります。

犯罪被害者週間やその前後は、広報啓発強化期間としてさまざまな啓発行事が開催されます。当センターも 12 月 2 日に、講演会やパレードを計画しています。誰でもご参加いただけます。より多くの方に被害者等の「声」に心を寄せ、一緒に考えていただけると幸いです。